

超音波エレクトロニクスの基礎と応用に関するシンポジウム運営委員会規約

2008年11月12日 制定

第 1 章 総 則

(名称)

本委員会は、超音波エレクトロニクスの基礎と応用に関するシンポジウム運営委員会（略称：USE 運営委員会）と称する。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

本委員会は、超音波科学および超音波エレクトロニクスに関する研究の連絡提携及び促進を図り、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

本委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術シンポジウムの開催
- (2) 関連学協会との連絡及び協力
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会議, 役員

(総会)

運営委員会総会はシンポジウム参加者から選ばれた運営委員をもって構成する。

2 総会は、運営委員長が招集し、毎年1回開催する。

(構成委員会)

本委員会のもとに次の3つの委員会を置く。

幹事会、実行委員会、論文委員会。

2 各委員会委員は運営委員から選出する。

(各委員会の役割)

幹事会はシンポジウム運営その他全般に関して議論し、実行委員会、論文委員会に助言する。

2 実行委員会は年1回のシンポジウム運営を担当する。

3 論文委員会はシンポジウムの講演プログラム編成、および講演論文集・英文特集論文 (Ultrasonic Electronics) の編集を行う。

(監事)

本委員会に監事を置く。監事はシンポジウム会計の監査を行う。

(顧問)

本委員会に顧問を置くことができる。